

競技注意事項

1. 規則について

本大会は 2023 年度日本陸上競技連盟競技規則（日本陸連）ならびに本大会申し合わせ事項により実施する。また、競技者は日本陸連「競技会における広告および展示物に関する規程」を適用し、違反する場合は注意を行う。

2. 競技場使用上の注意

- 1) 競技場は全天候舗装である。
- 2) 観戦はスタンドで行い、大会本部付近や競技エリア内には立ち入らないこと。ただし、部員・監督・マネージャーのみ、グラウンドレベルでの応援を認める。
- 3) 本大会は WA ルールを適用し、規格外のシューズの使用はすべて禁止する。詳細は、日本陸連発表 [「靴底の厚さ」](#) を参照すること。
- 4) スパイクピンは 11 本以内で長さは 9mm 以下とする。

3. アスリートビブス・腰ナンバー標識について

- 1) アスリートビブスは、招集の際に配布する特別アスリートビブス 2 枚を胸部と背部に確実につけること。
- 2) 競技中は腰の両側に腰ナンバー標識をつけること。腰ナンバー標識は招集所で受け取り、レース終了後はフィニッシュ地点で所定の場所に返却すること。

4. 各種窓口について

大会当日の各種書類の配布及び提出の窓口については、下表の通りとする。

書類・配布物	配布・提出場所
記録証明書	役員受付（1F 正面玄関前）

5. 招集について

- 1) 競技者招集所は、1F 正面玄関前ウッドデッキに設ける。
- 2) 競技者はタイムテーブルに記載の時間までに招集所に集合し、競技者係から当該種目に出場する競技者本人が点呼を受けること。代理人による点呼は認めない。
- 3) 招集に遅れた場合は、当該選手を欠場とみなし、いかなる理由であっても出場を認めない。
- 4) 選手は定められた時刻にフィニッシュ付近で最終コールを受けること。

6. 不出場（棄権）について

やむを得ず本競技会への出場を辞退する場合は、下記の要領で「欠場届」を提出する。

- 1) 9月27日（水）正午までは、参加校ごとに事前欠場者を取りまとめ事前欠場届を東海学連までメールにて提出すること。
- 2) 9月27日（水）正午以降に出場辞退する場合は、欠場届（招集所とHPに用意）に必要事項を記入し、捺印（サインでも可）したものを招集所に提出すること。
- 3) チームとして出場を辞退する場合は、東海学連までその旨をメールにて連絡すること。欠場届の提出を免除する。

7. 練習について

競技および競技運営に支障をきたさない範囲での競技エリア内、トラック外の使用を認める。その際、現場審判員の指示に従うこと。競技場外を利用する場合には、一般利用者および歩行者等の迷惑にならないよう、十分注意すること。なお、全日本大学女子駅伝対校選手権大会東海地区選考会の閉会式中での練習は厳禁とする。

8. 競技について

- 1) 本競技会の計時は、写真判定機を用いて行う (1/100 秒)。
- 2) 大会本部前および規制区間内への立ち入りを一切禁止する。
- 3) 給水について、バックストレートに給水所を設ける。給水後のコップやスポンジについて、他の競技者の妨害になるような捨て方を禁止する。
- 4) フィニッシュの際は、3 レーンより外側を走行すること。先頭が残り 1 周となった時点で、3 レーン付近に目印となるカラーコーンを設置する。

9. 警告と除外について

- 1) 競技者にあるまじき行為、下品な行為をしたり、競技規則 TR6・16.5・17.14・17.15.4 に違反があった競技者やチームについて、審判長より警告を与えたり本大会から除外させる場合がある。(競技会規則 CR18.5)
- 2) 警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。
- 3) 本項は、競技中だけでなく競技を終えた後の行為に対しても適用される。

10. 抗議と上訴について

- 1) 競技の結果または競技者の行為に関する抗議は、結果がアナウンスで正式発表されてから 30 分以内に、その競技者あるいはチームの代表者により大会本部に申し出た後、担当総務員を通じて審判長に口頭でなされることとする。
- 2) 審判長の裁定を不服とし、さらに抗議をする場合は、30 分以内に、上訴申立書に預託金 10,000 円を添え、担当総務員を通して上訴することができる。この預託金は、抗議が受け入れられなかった場合は没収される。この間の事務的処理は担当総務員が行い、抗議者は抗議者控室で待機する。

11. 助力について

- 1) ラップ読みについて、スタンドおよびグラウンドレベルは第 7 レーンまでの立ち入りを認める。審判から別途指示があった場合は、それに従うこと。
- 2) 競技会において競技者は、携帯電話やスマートフォン等の通信機器もしくはこれらに類似する機器を競技場エリア内で使用してはいけない。(競技規則 TR6.3 を参照すること)
- 3) 競技中の選手に対する助言は競技規則 TR.6.2 に準ずる。

12. 応急処置について

競技中の事故やケガについては医務室において応急処置を行うが、その後の治療は本人の負担とし、事故の結果について、本連盟は一切責任を負わないものとする。ただし、2023 年度公益社団法人日本学生陸上競技連合普通会員は、原則としてスポーツ安全保険に加入しているので、この保険が適用される場合がある。

13. その他

- 1) 本大会では、愛知陸上競技協会医事部が医務室にて応急処置を行う。出場者ならば誰でも利用できる。
- 2) 本大会は、天候により競技日程を変更する場合がある。

上記内容および本大会の規則については、大会役員の協議が最終決定権を持ち、これは変更になる場合があるので、アナウンスや掲示板に注意すること。

東海学生陸上競技連盟